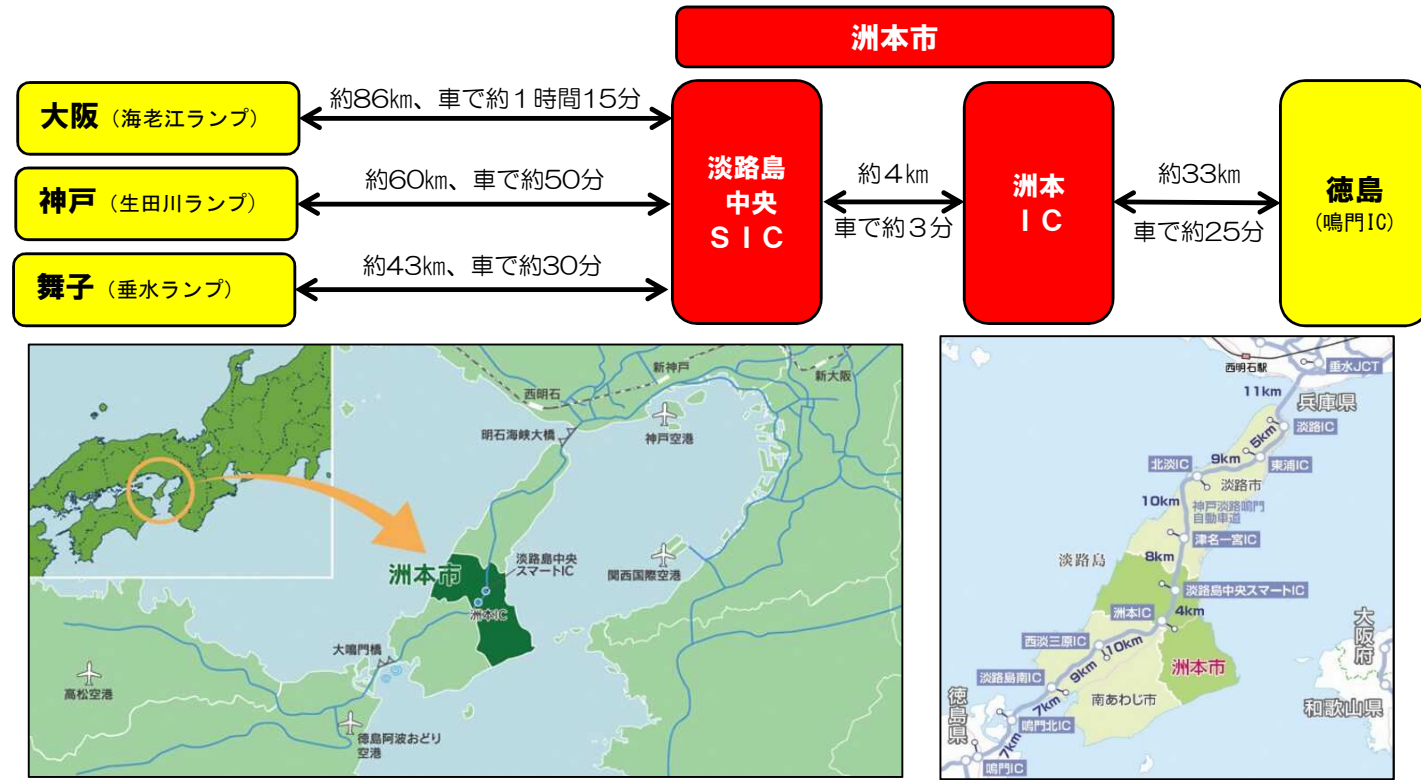


# 豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本

淡路島の中央部に位置する洲本市は、豊かな自然に囲まれた人口約4万人の都市です。

本州と四国を結ぶ大動脈である神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断するほか、島内の幹線である国道28号線や主要地方道が地域拠点間を結んでいるなど、優れた交通利便性を有しています。

神戸淡路鳴門自動車道を利用すれば、洲本ICから神戸へ約50分、大阪へ約90分、徳島へ約30分で移動することができます。また、洲本IC～津名一宮IC間に、淡路島中央スマートICが平成30年2月に供用開始され、より一層の利便性の向上が図られています。



## 洲本市企業立地支援制度

～ 豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本 ～



## 定住支援策

### すもと新生活スタートアップ支援事業(移住世帯)

淡路島外から移住し、住宅を購入または賃借する2人以上の世帯に対して、転入日前6か月にあたる日から転入後1年を経過する日までに負担した費用（住宅取得費用、家賃等）を支援

◎お問合せ先：洲本市企画課（TEL 0799-24-7614）

### すもと新生活スタートアップ支援事業(新婚世帯)

婚姻日における夫婦の年齢の合計が100歳以下で、住宅を購入または賃借する世帯に対して、婚姻日6か月前にあたる日から婚姻後1年を経過する日までに負担した費用（住宅取得費、家賃等）を支援

◎お問合せ先：洲本市企画課（TEL 0799-24-7614）

### 出産祝金

子を出産したお母さんにお祝い金を支給

◎お問合せ先：洲本市子ども子育て課（TEL 0799-22-1333）

### 医療費の助成

高校3年生までの医療費を助成（所得制限あり）

◎お問合せ先：洲本市保険医療課（TEL 0799-24-7608）

## 兵庫県 洲本市 商工観光課

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799-24-7613

洲本市 企業立地

検索

# 立地支援制度

## 1. 企業誘致条例に基づく支援

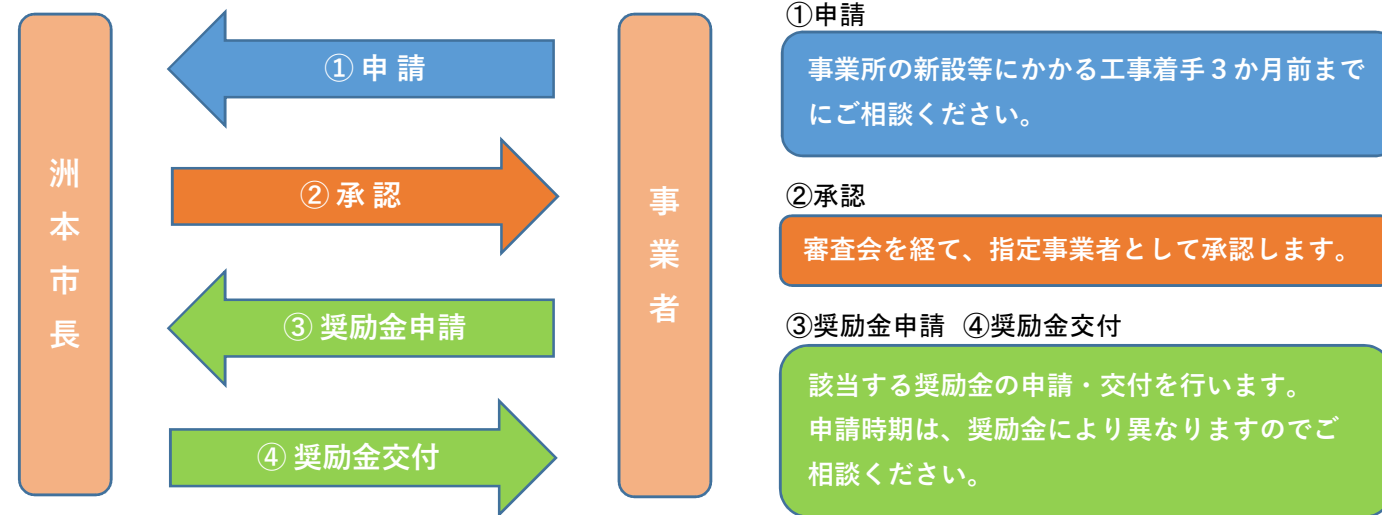
### ● 申請の要件

投下固定資産額（家屋及び償却資産）が5,000万円以上で、事業所の新設、拡張又は移設を行うこと。

### ● 支援内容

名称	交付要件	支援内容	支援期間
企業誘致奨励金	事業所の新設、拡張又は移設したとき	①新設 固定資産税額相当額 ②拡張 固定資産税相当額（拡張部分） ③移設 固定資産税相当額の2分の1	5年間
雇用促進奨励金	操業開始時に新たに雇用された者（正規雇用従業員）で、1年以上継続して雇用された市内在住従業員があるとき	従業員一人につき30万円（上限1,000万円）	1回限り
事業所施設設置奨励金	正規雇用従業員が10人以上で、市内在住従業員が半数を超え、かつ、新たに建築した事業所の床面積が1,000㎡を超えるとき	床面積1,000㎡を超える部分につき1㎡あたり1万円（上限1,000万円）	1回限り

### ● 申請の流れ



#### 補足

※ 正規雇用従業員：新設、拡張又は移設した事業所の操業開始に伴い、当該事業所の常時雇用従業員として雇用されている者

※ 市内在住従業員：正規雇用従業員のうち、本市の住民基本台帳に記録されている者

## 2. 企業立地促進補助(高速道路渡橋料金補助)

### ● 申請の要件

企業誘致条例に基づく指定を受け、令和3年1月1日以後に操業開始の届出を行った事業者

淡路島内のICを出発または到着のICとして利用し業務を行った事業者

### ● 支援内容

対象区間	対象経費	補助金額	補助期間
淡路IC～垂水JC 淡路島南IC～鳴門北IC	ETCシステムを利用した場合の対象区間の高速利用料金	1年度につき60万円 ※年度途中で補助が開始する場合の当該年度補助限度額は、60万円×補助対象月数/12	3年間

## 3. オフィス立地促進賃料補助

### ● 申請の要件

市内オフィスビル等の建物に賃貸借により入居し、立地促進事業等行う事業者

初年度の交付申請を行う日において新規従業員が4人以上であること

賃貸借契約日から6か月以内に申請すること

### ● 支援内容

補助対象経費	補助金額	補助期間
オフィスビル等の建物の賃借料	補助対象経費の4分の1以内 (上限：月750円/㎡、100万円/年)	交付申請を行った日から36か月

## 過疎地域における固定資産税の課税免除制度

産業振興促進区域において、事業の用に供する設備を新設又は増設した場合、一定の要件を満たせば、固定資産税の課税免除が受けられます。

対象区域	産業振興促進区域（市内全域）
対象業種	製造業・農林水産物等販売業・旅館業（下宿営業を除く。）・情報サービス業等
対象要件	1 製造業・旅館業 ①資本金の額等が5,000万円以下・個人：取得価格の合計額が500万円以上 ②資本金の額等が5,000万円以上1億円以下：取得価格の合計が1,000万円以上（新增設のみ） ③資本金の額等が1億円以上：取得価格の合計が2,000万円以上（新增設のみ） 2 農林水産物等販売業・情報サービス業等 資本金の額等に関わらず、取得価格の合計が500万円以上
課税免除の対象	家屋、償却資産（機械及び装置。ただし旅館業は除く。）、家屋の敷地である土地
課税免除の期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3か年度